

令和 6 年 9 月定例会 (9 月 1 3 日)

市長提案理由説明

本日、9月定例会が開催されるにあたり、ただいま議題に供せられました諸案件の説明に先立ちまして、市政運営に関し、若干私の思うところを申し述べさせていただきますと存じます。

近年、自然災害が頻発しており、日本列島いたる所で、甚大な被害が生じており、災害への備えが叫ばれているところです。

つい先日も、台風第10号の影響で、日本各地で豪雨被害が発生し、ここ愛知県でも尊い命が失われております。また、8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。被害に遭われた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

この度の地震についてですが、南海トラフ地震の想定震源域で新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、本市においても地震発生後1週間、名古屋市災害警戒本部を設置いたしました。2019年に「南海トラフ地震臨時情報」の運用が始まってから今回が初めての発表であり、本市でも多くの職員が地震発生時の対応を確認しながら、万が一の場合に備えて警戒にあたりました。また、市民の皆様の中には、今回初めて「南海トラフ地震臨時情報」を見聞きし、動揺と不安を覚えた方が数多くいらっしゃると思いますが、市民の皆様におかれましては、政府や本市からの呼びかけに応じ、冷静にご対応いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

本市といたしましては、市民の皆様の大切な命と財産を守るべく、引き続きハート・ソフト両面から総合的かつ計画的に災害対策を行うのはもちろんのこと、万が一、大規模災害が発生した場合にあっては、職員が動じず冷静に、また臨機応変に対応できるよう、改めて職員の防災意識の向上に努めてまいりました。市民の皆様におかれましては、この台風被害の発生や地震を契機として、日頃からの備えが大変重要であると感じられたことと思います。大規模災害はいつ発生するか分かりません。「日頃から災害への備えをしっかりとっておこう」、「いつどこで被災するか分からないから外出するときは行き先での災害リスクについて想定しておこう」といった意識を継続して持っていたきながら、日常生活を送っていたくよう、お願いいたします。

次に、教員団体からの金品の授受等についてであります。去る8月28日、調査検証チームから教育委員会に対して、最終報告書の提出がなされました。この問題に際して、まずもって、世間にご迷惑をお掛けし、多くの方にご心配をお掛けしていること、そして何よりも名古屋の子ども、保護者の皆様の不安な気持ちにさせ、本市教育行政への不信感を抱かせたことについて、市長として申し訳なく感じているところであります。

調査検証チームからの報告では、一般常識からかけ離れた事案の数々が指摘されました。例えば、大変多くの教員団体から校長らの推薦名簿と共に金品が教職員課に提出されていたこと、教員団体以外からの受領分なども合わせると、その総額が、記録が残っている2017年以降だけで2,000万円を超えることなどは、私といたしましても驚愕するものばかりでした。ましてや市民の皆様からすれば、その驚きはいかばかりでしょうか。調査検証チームからは金品の授受等の一連の行為は「不適切である」と断言されており、悪しき慣習で

あったと言わざるを得ません。

そして最終報告が提出された翌日29日には、総合教育会議を開催いたしました。会議に出席した教育長、教育委員と意見を一にするところですが、この悪しき慣習に気付けなかったことは慚愧に堪えません。

私といたしましては、「日本で一番子どもを応援し、一人の子どもも死なせないマチ ナゴヤ」を実現するべく、なごや子ども応援委員会制度の充実やキャリアタイムなど、一人の子どもも死なせないための、また、子どもを全力で応援するための予算は1円も惜しまずに取り組んできたところです。教育委員会においても、スクールイノベーションや教員の働き方改革など、本市のすべての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができることを目指して、教育改革を行ってきたはずです。市長と教育委員会と、お互いの立場で心血を注いでいるだけに、今回の問題は大変残念でなりませんし、大いに反省をいたすところであります。

「名古屋の子どもたちにとって学校はどのような場所なのか」ということを考える時、私といたしましては、学校は子どもたちにとって楽しい場所であり、心のよりどころであり、子どもたちを「守る」ところだと思うのであります。そんな学校をつくるためには、当たり前のことですが、全ての教育関係者が子どもたちに真摯に向き合うことに注力しなければなりません。

最終報告の中で、調査検証チームから、「教育委員会の根幹的な職務権限の一つである人事権が長年にわたってないがしろにされ、名古屋市教育委員会自身もそれに対して無自覚かつ無責任であった」「教員人事に関する不祥事によって、名古屋市教育委員会への信頼は著しく損なわれてしまった」と厳しい指摘がなされておりますが、同時に「子どもたちの学びを支える教育委員会への信頼、ましてや直接それを担当する学校・園や教職員への信頼は、少しでも速

やかに回復されないと、誰より不利益を被るのは子どもたちなのである。」「一日も早い信頼回復へ向けての取り組みが始まってほしい。」と、チームとしての思いを込めた言葉も送られています。本市教育行政に向けられる市民の皆様への目は厳しく、信頼回復に向けては非常に険しい道ですが、すべては子どもたちのため、私としても、教育委員会が行う改革を注視し、教育委員会と協議・調整した事項には、必要な予算は惜しまず、しっかりと必要な対応をしてまいります。

そして最後に申し上げておかなければなりません。「大人はどうやって子どもたちに向き合うべきか」を真剣に考えるべき時が来ているのではないかと思います。これまで何度も申し上げていることですが、大人が子どもたちに対して内申点や学年の総合順位などをつけることが、果たして本当に子どもたちにとって幸せなのかということです。本来、大人がすべきは、子どもたちが自分の好きなことを見つけ、人生の多様な選択肢を見つけられるよう、全力で応援することであり、決して子どもたちを順位付けして、競わせて、競争させることではないはずです。私としては、大人が評価したラックや数字が子どもたちを苦しめ、人間にわたる格差があるように思わせてしまうのではないかと大変危惧しております。

この日本社会の仕組みを変えることが容易でないことは十分に承知しておりますが、日本の、そして名古屋の将来を担う子どもたちのため、問題提起をし、今後、教育委員会とともに総合教育会議などの場を活用して議論してまいりたいと考えております。

それでは、このたびの定例会でご審議をお願いいたします案件につきまして、

その概要をご説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、条例案10件、補正予算2件、一般案件13件の合計25件でございます。

まず、第105号議案「名古屋市特別低層住居専用地区建築条例の制定について」でございます。

これは、建築基準法第49条第1項及び第50条に基づき、名古屋都市計画特別用途地区「特別低層住居専用地区」内における建築物の建築の制限又は禁止及び建築物の敷地の制限を定めるものでございます。

次に、第106号議案「区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について」でございます。

これは、町の区域の設定に伴い、規定を整理するものでございます。

次に、第107号議案「名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」でございます。

これは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。

次に、第108号議案「名古屋市国民健康保険条例の一部改正について」でございます。

これは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次に、第109号議案「名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について」でございます。

これは、町の区域の設定に伴い、名古屋市富田第一保育園の位置の変更するため、規定を整理するものでございます。

次に、第110号議案「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」でございます。

これは、町の区域の設定に伴い、千音寺小学校及び赤星小学校の位置の表示を変更するため、規定を整理するものでございます。

次に、第111号議案「名古屋市宅地造成等規制法施行条例の一部改正について」でございます。

これは、宅地造成等規制法等の改正に伴い、名称を変更するとともに規定を整備するものでございます。

次に、第112号議案「名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次に、第113号議案「名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部改正について」でございます。

これは、中高層階住居専用地区内における建築物の容積率の算定方法に関し、規定を整備するものでございます。

次に、第114号議案「名古屋市営住宅条例の一部改正について」でございます。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備等を行うものでございます。

続きまして、第115号議案「令和6年度名古屋市一般会計補正予算」及び第116号議案「令和6年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算」の補正予算2件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計でございます。

まず、当地域のディープテック分野におけるスタートアップ企業の創出促進のため、ベンチャーファンドへの出資を予定いたしました。

次に、介護老人保健施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に対する補助、特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助及び認知症高齢者グループホームの介護職員用の宿舍施設整備に対する補助を予定いたしました。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ワクチン価格の上昇に伴い、事業費を増額することといたしました。

このほか、低所得者支援及び定額減税補足給付金について、給付予定額が見込みを上回ることから、増額することといたしました。

これらに対応する財源といたしまして、特定財源として国・県支出金及び諸

収入を、一般財源として前年度からの繰越金を予定しております。

以上の歳入歳出予算のほか、南消防署リニューアル改修等の設計に係る繰越明許費及び戸籍への氏名の振り仮名記載対応業務委託に係る債務負担行為の設定をするともに、食肉衛生検査所の空調設備更新工事に係る債務負担行為の変更を予定いたしました。

続いて、特別会計でございますが、市場及びと畜場会計におきまして、南部市場本館棟の空調設備等更新工事に係る債務負担行為の変更を予定いたしました。

以上の結果、今回の補正予算は、一般会計48億3千4百余万円と、相成った次第でございます。

続きまして、一般案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第117号議案から第120号議案までの4件は「契約の締結について」でございます。

これらは、『上志段味中学校新築工事』、『博物館展示物等製造及び設置工事』、『名古屋国際会議場1号館等改修工事』並びに『名古屋国際会議場2～4号館等改修工事』の請負契約の締結を行うものでございます。

次に、第121号議案及び第122号議案「契約の一部変更について」でございます。

これらは、『南熱田公営住宅新築工事』及び『泰明町第1号線等道路新設等工事』の請負契約につきまして、契約金額を変更するものでございます。

次に、第123号議案「損害賠償の額の決定について」でございます。

これは、令和4年7月に中区新栄一丁目地内の歩道において、被害者が自転車で走行中、ごみ処理用自動車の職員が誤ってごみ袋を接触させたことから転倒し、負傷した事件につきまして、当該被害者に対する損害賠償の額を決定するものでございます。

次に、第124号議案「損害賠償の額の決定について」でございます。

これは、令和5年3月に中川区新家一丁目地内の路上において、ごみ処理用自動車の職員が収集作業中、前方から走行してきた自転車と接触して転倒させ、被害者が負傷した事件につきまして、当該被害者の保険者が代位して本市に請求する損害賠償の額を決定するものでございます。

次に、第125号議案及び第126号議案「指定管理者の指定について」でございます。

これらは、名古屋市平和コミュニティセンターを始めとする公の施設の指定管理者を指定するものでございます。

次に、第127号議案「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」でございます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規約を変更するものでございます。

次に、第128号議案「市道路線の認定及び廃止について」でございます。

これは、茶屋新田第71号線始め5路線を市道として認定し、浮野町第1号線始め2路線を廃止するものでございます。

次に、第129号議案「名古屋市長官舎敷地2028の策定について」でござい
ます。

これは、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向
性を総合的かつ体系的に定める計画として、名古屋市長官舎敷地2028を策定
するにあたりまして、市長の議決すべき事件等に関する条例第2条第1号の規
定に基づき、市長の議決を求めるものでございます。

以上、今回提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ
ました。

よろしくご審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。